

印西教学第219号
印西教指第310号
令和3年5月14日

保護者 様

印西市教育委員会学務課長
印西市教育委員会指導課長

児童生徒の健康観察等について（お願い）

全国的に新型コロナウイルスの感染状況は高止まりを続け、印西市内の小中学校においても児童生徒やそのご家族に陽性者が確認されています。

この新型コロナウイルス感染症は、いつ、誰が感染するかわかりません。学校においては、今後も、感染防止対策の徹底を継続してまいります。

ご家庭におかれましても、感染防止対策の一層の徹底を心がけていただき、児童生徒の健康観察等について下記のとおりお願いいたします。

また、児童生徒や教職員にコロナ陽性者が確認された場合の学校の対応と、コロナ陽性や濃厚接触者となった場合の登校再開について記載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

記

1 児童生徒の健康観察等について

新型コロナウイルスは、発症前や症状が出始めた直後までに最も強い感染力を持つと言われてしています。そのため、次の点について徹底をお願いします。

- (1) 毎朝、各家庭で検温・健康観察を行い、健康観察カードを記入した上で、マスクを着用して登校させてください。
- (2) お子様や同居する家族が、次の事項のいずれかに当てはまる場合は、お子様の登校を控えてください。また、その旨を必ず学校へご連絡ください。

- 発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある
- 感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている
- 濃厚接触者に特定された
- 感染の疑いがあるためPCR検査を受ける など

※発熱などの新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、医療機関への相談をお願いします。

※これらの場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とします。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の疑いがなくとも、感染不安により学校を休む場合は、その旨を学校へご連絡ください。その場合は、欠席扱いとしません。

裏面もあります

2 児童生徒や教職員にコロナ陽性者が確認された場合の学校の対応について

(1) 臨時休業の実施の検討

学校は教育委員会に連絡し、陽性者の学校内での活動状況から臨時休業の実施の必要性について検討します。臨時休業を行う場合は、感染が広がっているおそれの有無と範囲に応じて、必要な範囲（学年、全校等）で実施します。実施の際は、連絡メールや文書、市ホームページ等でお知らせします。

(2) 校舎内の消毒

学校は、陽性者が確認された場合には、通常の消毒に加え、当該児童生徒や教職員が活動した範囲を特定して、当該者が高頻度で触ったことが疑われる物品の消毒を行います。

(3) 濃厚接触者の特定

学校及び教育委員会は保健所による濃厚接触者の特定等に協力します。保健所の調査により、他の児童生徒や教職員が濃厚接触者となった場合は、学校から当該者の家庭に連絡し、PCR検査受検の調整を行います。

(4) 陽性者や濃厚接触者の出席停止、学校の教育活動

陽性者及びその濃厚接触者となった児童生徒は出席停止（教職員は出勤させない扱い）となります。学校内で感染が広がっている可能性が低いと判断される場合は、学校は通常の教育活動を継続します。その際、感染リスクの高い活動を見直すなど、警戒度を上げる場合もあります。

3 コロナ陽性や濃厚接触者となった場合の登校再開について

(1) コロナ陽性となった場合

症状の有無や地域の状況等を総合的に勘案し療養先（自宅、ホテル、医療機関）が決定します。療養が終了し外出可能になるのは「発症日（症状がない場合は検査日）を0日目とし、10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過後」となります。具体的には保健所から連絡がありますので、その指示に従って療養してください。また、お子様については、保健所からの連絡内容を学校までお知らせの上、登校を再開してください。

(2) 濃厚接触者となった場合

PCR検査の結果が陰性であっても、陽性者との最終接触日から14日間は、濃厚接触者のまま健康観察を継続します。その間の外出（登校）はできません。健康観察中に発熱等の症状が出現した場合は、保健所に連絡してください。

【担当】

印西市教育委員会学務課

電話 33-4704

印西市教育委員会指導課

電話 33-4705